

令和7年9月3日

中標津町議会議長 後 藤 一 男 様

中標津町議会議員 山 口 雄 彦

研 修 報 告 書

以下の視察について、次のとおり報告します。

- 1 視察名 議会運営委員会道内視察研修
- 2 視察先 芽室町議会
- 3 視察日 令和7年8月6日（水）
- 4 視察事項 議会基本条例について
- 5 成果

芽室町

人口 17,645 人 世帯数 8,043 世帯

基幹産業 農業（小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類、スイートコーン）

農業生産額 364 億円 工業製品出荷額 898 億円 商業販売額 807 億円

芽室町議会（議員定数 16 名、男 13 名女 3 名）

議会基本条例施行 平成 25 年 4 月 条例施行と同時スタート

- | | | | |
|-----------|-----------|------------|---------|
| ①政治倫理条例制定 | ②議会会議条例制定 | ③通年議会制 | ④文書質問制度 |
| ⑤傍聴者への配慮 | ⑥議会改革諮問会議 | ⑦議会だより通年発行 | |

条例制定後の重要性

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| ①条例の進行管理 | ②議会における計画 | ③条例点検・見直し |
|----------|-----------|-----------|

町の規模や基幹産業は中標津町とほぼ同じで、我が町の議会とどのような違いがあるのか、議会基本条例を学びに伺ったのですが、まずそこに興味がありました。梶澤議長をはじめ4名の議員の方に対応していただきましたが、やはり皆さん意識の高い方ばかりで、一言一言が大変勉強になるものばかりでした。

議会基本条例については、平成24年7月に協議を開始し、平成25年3月に議決した



芽室町議会での視察の様子

らしいのですが、その協議回数が正副議長・正副議運委員長会議 56 回、議会運営委員会 30 回、全員協議会 16 回、町民意見交換会 8 回、議員研修会 5 回の計 115 回もの協議を短期間で行ったことです。議員全員が大変苦勞されたと思いますが、とくに議長、副議長、議運の正副委員長には相当な負荷がかかったと思います。

また、議会サポーター制度を取り入れており、メンバーである有名な先生方の意見も大変参考になったのではないのでしょうか。

- 2 視察先 札幌市議会
- 3 視察日 令和 7 年 8 月 7 日(木)
- 4 視察事項 議会基本条例について
- 5 成果

札幌市議会（議員定数 68 名） 議会基本条例施行 平成 25 年 4 月
協議経過

平成 21 年 9 月 視察調査（さいたま市議会、所沢市議会、中央大学）
平成 22 年 全議員勉強会 制定について基本的合意
平成 24 年 条例制定基本理念について合意 素案協議 市民意見募集
平成 25 年 2 月 定例会で可決

札幌市議会の視察について私は非常に楽しみにしており、また緊張もしていました。なぜなら少し軽薄とは思いますが、北海道の市町村議会において 1 番の議会だと思っていたからです。

視察の対応をしていただいた方は事務局の方 4 名で、議員の方はいらっしゃいませんでした。さすが札幌市だなとは思いますが、残念な気持ちにはなりました。多分視察等の受入が多すぎて対応が難しいのでしょう。

お話を伺った中で、中標津町議会と大きく違うと感じたところは、会派制です。中標津町議会という議会運営委員会の役割が各会派の幹事長同士の話し合いで進められ、政党間の思惑で物事が決まっていくところです。そういう意味では、細かいところはあまり参考にならないかも知れません。

参考になった点でいえば、傍聴者が本会議を自由に撮影出来るということ。（切り取り発信については対応策を検討中）また、スマホで資料を閲覧出来るように調整中とのこと。それから主権者教育の一環で夏休み限定で学生に議場を見学に来てくださいというキャンペーンを実施してい



札幌市議会での視察の様子

ること。昨年からの催しのようですが、文教厚生常任委員会において主権者教育は大事な事案ですので、ぜひ参考にしたいと思います。

それから、議会基本条例検証報告書を条例施行 10 年後に作成しています。芽室町では議会白書という形で毎年検証しているようですが、やはり議会基本条例がうまく機能しているかを振り返ってみるのは大切なことだと思います。どのように検証していくかも含めて考える必要があるのではないのでしょうか。

最後に議会基本条例制定を検討する過程で、札幌市議会が栗山町議会を視察されたというお話がありましたが、栗山町議会の偉大さが改めて感じさせられました。

- 2 視察先 鹿追町議会
- 3 視察日 令和 7 年 8 月 8 日（金）
- 4 視察事項 議会基本条例について
- 5 成果

鹿追町

人口 4,863 人 世帯数 2,449 世帯 鹿追町議会（議員定数 11 名）
議会基本条例施行 平成 22 年 4 月

どこの議会においても、議員のなり手不足というのは大きな課題のようで、鹿追町議会においても 2 期無風だそうです。そのためかどうかはわかりませんが、町民との広聴については積極的に行っているそうです。議会報告会を年 4 回開催、広報紙を年 8 回発行、議員塾開催、カフェでひとこと（気軽な形での懇談会、年 2～4 回）や各種団



鹿追町議会での視察の様子

体との懇談会などです。とくに「カフェでひとこと」はお茶やコーヒーなどを飲みながら、町民といろいろなお話をするらしく、気軽な感じで話がはずむのではないのでしょうか。

この度 3 つの議会を視察研修させていただきました。各市町によって議会基本条例の文面に違いはあるにせよ、柱になるものや考え方についてはそれほど変わりはないということがわかりましたし、私にとっては、他の議会を見させていただくことは初めてのことでしたので、大変貴重な時間でした。ありがとうございました。